

図書館だより

市立図書館 佐間3-24-7(「みらい」内) TEL:556-4227 FAX:555-3770

開館時間 午前9時30分～午後7時
休館日 3月1日(火)・7日(月)・14日(月)・22日(火)・
28日(月)・31日(木)、4月4日(月)・11日(月)
※休館中の図書の返却はブックポストをご利用ください。

新着図書

- ・異類婚姻譚(本谷有希子/著)
- ・もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーの『イノベーションと企業家精神』を読んだら(岩崎夏海/著)
- ・ムーンナイト・ダイバー(天童荒太/著)
- ・しゅくだい大なわとび(福田岩緒/作・絵)
- ・キキに出会った人びと(角野栄子/作、佐竹美保/画)
- ・じまんのマフラー(マーシャ・ダイアン・アーノルド/文、マシュー・コーデル/絵、椎名かおる/訳)

キッズ・リーディング・アシスタントのご案内

図書館イベントのご案内や、絵本・児童書のガイドを行うキッズ・リーディング・アシスタントを児童コーナーに配置します。ぜひお気軽にご利用ください。

▶配置日時 毎週日曜日の午前11時～午後3時



講座受講生が参加するおはなし会

読み聞かせボランティア養成講座の受講生が参加するおはなし会を行います。ぜひご覧ください。

- ▶日時 3月27日(日)午前11時
- ▶場所 おはなしのへや
- ▶内容 絵本などの読み聞かせ
- ▶対象 幼児、小学生

【図書館豆知識】 複写サービスについて

図書館の蔵書は著作権法およびその他の関係法規に基づいて、複写のサービスを利用することができます。利用の際は注意事項を確認の上、担当職員に申請してください。規定により希望どおりにサービスを利用いただけない場合がありますが、その場合はご了承ください。

▶利用料金

- 【白黒複写】1枚10円
- 【カラー複写】B4サイズまで1枚50円
A3サイズ 1枚80円

おはなし会が増えます

定例イベントとして、毎月第1日曜日にもおはなし会を開催することになりました。詳しくは「定例イベント」の記事をご確認ください。

定例イベント＊親子で楽しいひとときを＊

	日時	内容	対象	協力団体
おはなし会	3月16日、4月13日の水曜日 午前10時30分～11時 ※とことこタイムで実施	絵本やパネルシアターなど	2、3歳児と保護者	※図書館職員が実施
	3月20日(日)午後2時	絵本や紙芝居など	幼児・小学生	おしゃべりインコの会
	3月26日(土)午前11時			おはなしタンバリン
	4月2日(土)午後2時			おはなしの会
	4月3日(日)午前11時～11時30分			※図書館職員が実施
	4月9日(土)午後2時			おはなしポケット
英語児童書読み聞かせ会	4月10日(日)午前11時	英語の歌遊びや絵本の読み聞かせ	英語に興味がある方	ハートイングリッシュスクール
定例子ども映画会	3月19日(土)午後2時	【上映作品】日本の昔ばなし わらしべ長者 他		

※場所は、いずれも図書館おはなしのへや

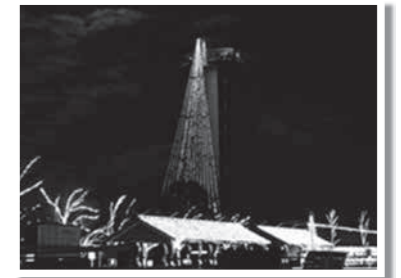
古代蓮の里イルミネーション2015の BESTエリアの投票結果を発表します

12月1日から1月11日まで、古代蓮の里で実施したイルミネーションの中で自分のお気に入りのエリアを記載して投票していただく企画を行いました。集計したところ、次のとおり結果が出ましたのでお知らせします。なお、古代蓮の里売店で使えるお買い物券の当選結果についてはお答えできませんので、ご了承ください。

1位 世界の蓮園(192票)



2位 古代蓮会館タワー(130票)



3位 シンボルツリー(62票)



4位 古代蓮会館内(35票)



▶問い合わせ 古代蓮の里イルミネーション推進協議会事務局(都市計画課内・内線5602)

くらしの
110番

架空請求にご注意ください

【事例1】20代男性
スマートフォンにアダルトサイト未納料金の督促メールが届いた。最初は無視していたが、何回も来るので心配になり事業者に電話した。担当者から「2週間無料のアダルトサイトに登録し、その後退会処理していない。未納料金15万円をすぐに払え。本日に振り込まないと裁判を起す」と脅された。怖くて払うと言ってしまったが、サイトに登録した覚えはない。

【事例2】60代女性

1週間前 スマートフォンにSMS(ショートメッセージサービス)で動画サイト未払金の連絡があった。自分は、サイト自体を見たことがない。24時間以内に指定のフリーダイヤルに連絡しなければ、身辺調査や債権譲渡をするようなことが書かれている。事業者には電話はしていないが、不安だったのでスマートフォンの販売会社に行き、SMSの受信拒否設定をした。心当たりがないので払いたくない。

最近、スマートフォンや携帯電話などにメールで「利用した覚えのないサービスの請求が送られてきた」「連絡しないと法的措置を取ると書かれていた」という相談が多く寄せられています。こうしたメールは

不特定多数の人に一齐に送信されるもので、そのほとんどが「架空請求」です。利用していないサービスをあたかも利用したかのように思わせ、連絡してきた人を不安に陥れ、お金を支払わせようとするものです。請求はメール以外に封書、はがきによるものもあります。身に覚えがなければ、連絡してはいけません。

【消費者へのアドバイス】

- ・身に覚えのない請求は、連絡をしないで無視してください。不用意に連絡すると、知られていない個人情報まで聞き出されることがあります。
- ・「裁判を起す」などと書かれていても、絶対にお金を支払ってはいけません。一度支払うと、繰り返し請求が続く可能性があります。
- ・迷惑メールは受信拒否の設定やアドレスの変更を検討しましょう。
- ・少しでも疑問や不安を感じたら、すぐに最寄りの消費生活センターに相談してください。

▼問い合わせ 行田市消費生活センター(市役所内・内線495) または埼玉県消費生活支援センター 春日部 ☎048-734-0999